

「とばーがー」認定要綱

(目的)

第1条 鳥羽の食材を使った新しい「ご当地グルメ」として、創作ハンバーガー「とばーがー」を開発し、そのブランド価値を適切に保護することにより価値観と信頼性を維持し、一過性のブームではなく末永く定着させること、および「食べ歩き＝まち歩き」により、たくさんの方々が鳥羽の町を楽しんでもらうことを目的に展開する。

(認定)

第2条 この要綱において「認定」とは、第4条に定める認定基準に基づき、それを満たしたハンバーガーを「とばーがー」として認めることをいう。

(認定委員会の設置)

第3条 鳥羽市は認定委員会（別紙1）を設置し、その中において「とばーがー」の認定に関する事項を審議する。認定委員会の会長は鳥羽市長が担うものとし、毎年5月と11月に開催するものとする。なお、事務局は鳥羽市観光課内に置く。

(認定基準)

第4条 「とばーがー」における定義をクリアしたハンバーガーに対して、コンセプトや独自性の観点を勘案し、認定委員会で過半数以上の認定委員から認められたものを「とばーがー」として認定する。

<定義>

- 【1】パテ（具材）部分に鳥羽市内産の食材を1品目以上使用していること
- 【2】注文を受けてから作ること
- 【3】鳥羽市内で販売すること

(認定対象及び認定申請資格)

第5条 「とばーがー」の認定対象及び認定を申請する資格のある者は、食品衛生法に基づく飲食店営業許可を所有し、認定の対象となる創作ハンバーガーの製造を行なう事業所が鳥羽市内にあることとする。

(認定の申請)

第6条 認定を受けようとする者は、「とばーがー認証制度にかかる申請書」（様式1）を認定委員会の1ヶ月前までに認定委員会へ提出するものとする。

(認定審査)

第7条 認定委員会は、第6条の規定による申請があった場合は、第5条の規定による要件、資格を満たすかどうかを審査するものとする。

2 認定委員会が前項の規定による審査で要件、資格を満たすと判断したものについては、第4条に規定する認定基準に基づく審査を行なうものとする。

(認定の決定)

第8条 認定委員会は、第7条の規定による審査で、認定基準を満たすと認められた時は、申請のあった創作ハンバーガーを「とばーがー」として認定し、認定証を交付するとともに、認定を受けたものを公表し、積極的に情報発信をするものとする。

2 認定委員会は、審査で認定基準に満たないと認められた時は、理由を付してその旨を当該申請者に通知するものとする。

(認定の変更)

第9条 認定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する時には、速やかに認定委員会に報告しなければならない。

- (1) 「とばーがー」の内容（価格等）について変更があった時
- (2) 「とばーがー」の販売を中止した時

(認定の表示)

第10条 認定を受けた者には、認定証の授与とPRツール（焼印・小型サイズチラシ、ポスター、リーフレット）を進呈する。同ツールについては、原則として店内等に掲示をしなければならない。

(認定を受けた者の責務)

第11条 認定を受けた者は、この要綱の定めるところを誠実に遵守するとともに、認定を受けたハンバーガーの生産や販売を通じて、鳥羽全体のイメージ向上に繋げるようにすること。

(イメージキャラクターの使用)

第12条 「とばーがー」を通して地域の活性化を図っていくため、当イメージキャラクターが有効に活用されるよう、認定を受けた者が印刷物等に使用する場合の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 当イメージキャラクターに関する一切の権利は、鳥羽市に属する。
- (2) 認定を受けた者が発行する印刷物等に当イメージキャラクターを使用する場合は、その用途を鳥羽市に報告しなければならない。

(要綱の変更)

第13条 要綱の変更については認定委員会において協議の上行なう。

【附則】 この要綱は平成21年 2月23日より施行する。

【附則】 この要綱は平成21年7月1日より施行する。

【附則】 この要綱は平成23年10月1日より施行する。